合併に伴う投資口の取扱いに関する公告

平成22年２月24日

投資主および登録投資口質権者各位

東京都港区六本木三丁目２番31号
ニューシティ・レジデンス投資法人
執行役員　国広伸夫

本投資法人は、平成22年２月23日（火）開催の投資主総会において、平成22年４月１日（木）を合併の効力発生日として、ビ・ライフ投資法人（住所：東京都渋谷区渋谷三丁目９番10号）を存続法人として合併し、本投資法人は解散することを決議いたしました。つきましては、合併の効力発生日前日（平成22年３月31日（水））の最終の投資主名簿に記載または記録された投資主に対して、その所有する本投資法人の投資口１口につき、ビ・ライフ投資法人の投資口0.23口が割当交付されます。

割当交付されるビ・ライフ投資法人の投資口は、社債、株式等の振替に関する法律第226条第１項において規定される振替投資口であり、同法第228条第１項において準用する同法第160条第１項および同法第228条第２項において読み替えて準用する同法第131条第１項の規定に基づき、下記事項を公告いたします。

記

1. 合併に伴い振替投資口であるビ・ライフ投資法人の投資口が割当交付されます。割当交付されるビ・ライフ投資法人の投資口を記載または記録するための証券会社等の口座を、合併の効力発生日（平成22年４月１日（木））までに本投資法人に通知していただくためのお手続書類を平成22年２月23日（火）付でご郵送しておりますので、ご高覧のうえ、お取引証券会社等において、平成22年３月23日（火）まで行われる口座通知の取次がなされるよう速やかにお手続ください。
2. 上記１のお手続をお取りいただけなかった場合、中央三井信託銀行株式会社（住所：東京都港区芝三丁目33番１号）に特別口座が開設されることになります。
3. 上記１および２の口座に割当交付されるビ・ライフ投資法人の投資口を記載または記録するために、ビ・ライフ投資法人は株式会社証券保管振替機構に対して、合併の効力発生日（平成22年４月１日（木））における割当対象となる本投資法人の投資主（登録投資口質権者があるときは、その質権の目的である投資口の投資主を除きます。）または登録投資口質権者につきまして、新規記録通知を行います。
4. 合併の効力発生日（平成22年４月１日（木））において本投資法人の投資証券は無効となります。

以　上

（お問合せ先：中央三井信託銀行株式会社　証券代行部
電話　0120-78-2031（フリーダイヤル））